



宮崎県公報

平成27年9月7日(月曜日) 第2724号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 37,200円

目次

告示

- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(障がい福祉課) 1
○民有林の保安林の指定予定(自然環境課) 1
○急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) 1

公告

- 土地改良区の定款変更の認可(6件) (農村整備課) 1
○落札者等の公告() 2

教育委員会告示

- 宮崎県指定史跡の指定() 2
○宮崎県指定古墳の指定名称の変更() 2

内水面漁場管理委員会指示

- 漁業法に基づく指示() 4

告示

宮崎県告示第535号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成27年9月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
ありかわクリニック	宮崎市	精神通院医療	平成27年9月1日
みつばち薬局	宮崎市	薬局	平成27年9月1日
セラピス橋通薬局	宮崎市	薬局	平成27年9月1日
まなべる薬局 加納バイパス店	宮崎市	薬局	平成27年9月1日

宮崎県告示第536号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成27年9月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字尾崎8557-1、8585-1、8585-2、8586-1、8593-1
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字尾崎8557-1・8586-1・8593-1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、8585-1、8585-2
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第537号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成27年9月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 川島第1地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線により囲まれた土地の区域(昭和62年宮崎県告示第1030号で指定した区域を除く。)

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	延岡市川島町 899-1
2	” ” ”
3	” ” ”
4	” ” ”
5	” ” ”

公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、上下水流土地改良区(都城市)から平成27年5月18日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成27年9月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、師々目土地改良区（都城市）から平成27年 5 月18日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成27年 9 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、上長飯土地改良区（都城市）から平成27年 5 月18日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成27年 9 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、大五郎土地改良区（都城市）から平成27年 5 月18日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成27年 9 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、中津留土地改良区（日南市）から平成27年 5 月30日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成27年 9 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、横市土地改良区（都城市）から平成27年 6 月 3 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成27年 9 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成27年 9 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る調達件名
宮崎県警察本部庁舎（附属等を含む。）で使用する電気
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭 1 丁目 8 番28号
- 3 落札者を決定した日
平成27年 8 月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社 代表取締役社長 二見 敦
東京都中央区日本橋本町三丁目 7 番 2 号
- 5 落札金額
57,754,098円（消費税込み。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成27年 7 月13日

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第 9 号

宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）第31条第 1 項の規定により、次のとおり宮崎県指定史跡に指定する。

平成27年 9 月 7 日

宮崎県教育委員会委員長 島 原 俊 英

種 別	名 称	所 在 地	所有者
史 跡	東二原地下式横穴墓群	小林市真方字東二原6003- 7、6003-13、6006- 2、6007- 2、6008、6009- 3、6009- 4、6010- 2、6011、6012- 1、6013- 1、6014- 1、6016、6017- 2	小林市

宮崎県教育委員会告示第10号

宮崎県指定史跡のうち、「妻町清水・西原古墳」（昭和 9 年宮崎県告示第 213号）、「三納村古墳」（昭和10年宮崎県告示第 354号・昭和19年宮崎県告示第 520号）及び「三財村古墳」（昭和11年宮崎県告示第 403号・昭和19年宮崎県告示第 520号）の名称を次のとおり変更する。

平成27年 9 月 7 日

宮崎県教育委員会委員長 島 原 俊 英

変更前		変更後		
指定名称	番号	指定名称	番号	
妻町清水・西原古墳	1号	清水古墳群	1号	
	2号		2号	
	3号		3号	
	4号		4号	
	5号		5号	
	6号		6号	
	百塚原古墳群	7号	百塚原古墳群	33号
		8号		17号
		9号		16号
		10号		15号
		11号		9号
		12号		12号
		13号		14号
		14号		11号
		15号		13号
		16号		5号
		17号		6号
		18号		10号
		19号		4号
		20号		2号
		21号		32号
		22号		3号
		23号		8号
		24号		1号
		25号		7号
三納村古墳	1号	平郡古墳群	1号	
	2号		松本古墳群	1号
	3号		百塚原古墳群	20号

4号		24号		58号		20号	
5号		22号		59号		21号	
6号		23号		60号		22号	
7号		21号		61号		23号	
8号		29号		62号		24号	
9号		28号		63号		36号	
10号		27号		64号		5号	
11号		18号		65号		3号	
12号		19号		66号	九流水横穴墓群	2号	
13号		39号		67号		5号	
14号		26号		68号		3号	
15号		34号		69号		4号	
16号		35号		70号		1号	
17号		37号		三財村古墳	下三財古墳群	15号	
18号		38号				1号	16号
19号		25号				2号	17号
20号	松本古墳群	2号				3号	20号
21号		3号				4号	21号
22号		7号				5号	17号
23号		4号				6号	18号
24号		5号				7号	19号
25号	6号		8号			25号	
26号	境田古墳	—				9号	24号
27号	松本古墳群	8号				10号	26号
28号	永野古墳群	1号				11号	27号
29号	松本古墳群	10号				12号	28号
30号		11号				13号	22号
31号		9号				14号	31号
32号	百塚原古墳群	36号				15号	30号
33号		31号				16号	29号
34号		30号				17号	40号
35号	永野古墳群	2号				18号	41号
36号	平郡古墳群	2号				19号	42号
37号		30号				20号	43号
38号		4号				21号	44号
39号		6号				22号	45号
40号		7号				23号	46号
41号		31号				24号	47号
42号		32号				25号	48号
43号		8号				26号	49号
44号		9号				27号	50号
45号		10号				28号	51号
46号		11号				29号	52号
47号		33号				30号	53号
48号		12号				31号	54号
49号		13号				32号	55号
50号		14号				33号	56号
51号		15号				34号	57号
52号		34号				35号	58号
53号		16号				36号	59号
54号		17号				37号	23号
55号		18号				38号	35号
56号		19号				39号	34号
57号	35号		40号			33号	
			41号	32号			

42号		60号	る漁場は、次に掲げる漁場で各1統とする。 ア 延岡市大貫町 大貫地先 イ 延岡市北方町 川水流地先 （行使内容の事前届出） 3 漁業権者は、操業開始日の20日前までに、あゆやな漁業の行使予定内容を宮崎県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）に届出なければならない。 （操業期間） 4 あゆやな漁業の操業期間は、平成27年10月1日から平成27年11月30日までの間の延べ45日以内とする。ただし、魚捕り部である棚を設置しない堰だけの設置期間は、平成27年10月1日から平成27年12月10日までの間とする。 （採捕管理義務） 5 漁業権者は、操業期間中、あゆやな漁業における採捕状況を定期的に確認し、10日ごとに採捕実績及び確認状況を委員会に報告するとともに、操業期間終了後は速やかに操業期間中の採捕実績を取りまとめて、委員会に報告しなければならない。 （増殖義務） 6 漁業権者は、別途指示する第5種共同漁業権に係る増殖指示量に加え、委員会が別に定める量のあゆを放流しなければならない。 なお、放流サイズは、あゆ種苗1尾当たり3グラムから10グラムとする。 7 漁業権者は、平成28年6月30日までに本指示に基づくあゆの放流に関する実績報告書及び漁業権行使料の積算内訳書を提出しなければならない。 （指示の有効期間） 8 この指示の有効期間は、平成27年9月7日から平成28年6月30日までとする。
43号		61号	
44号		62号	
45号		63号	
46号		4号	
47号		36号	
48号		2号	
49号		3号	
50号		14号	
51号		7号	
52号		9号	
53号		37号	
54号		13号	
55号		8号	
56号		11号	
57号		10号	
58号		38号	
59号		5号	
60号		6号	
61号		1号	
62号		39号	
63号		12号	
64号	常心原古墳群	1号	
65号		2号	
66号	上高野横穴墓群	1号	
67号		2号	
68号		3号	
69号		4号	
70号	平郡古墳群	25号	
71号		26号	
72号		27号	
73号		28号	
74号		37号	
75号		29号	
76号		38号	
77号		39号	

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 137号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第1項及び第 130条第4項の規定により、内水面共同漁業権第4号の漁場の区域におけるあゆの採捕を目的とするやな漁業の操業について、次のとおり指示する。

平成27年9月7日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 染 矢 忠 孝

（定義）

1 この指示において「やな」とは、竹、石、木等を利用し、さく河魚類（あゆを含む。）の通路を遮断して水産動植物を採捕する漁具漁法で、遮断部である堰と魚捕り部である棚とにより構成されるものをいう。

（漁場及び統数制限）

2 内水面共同漁業権第4号の漁場の区域におけるあゆの採捕を目的とするやな漁業（以下「あゆやな漁業」という。）を操業でき